

新旧对照表

熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)新旧対照表

【第 1 条】

旧	新
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第 1 節 実施機関の義務(第 6 条—第 13 条)</p> <p>第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第 14 条—第 25 条 の 7)</p> <p>第 3 節 救済措置等(第 25 条の 8—第 31 条)</p> <p>第 4 節 他の法令等との調整等(第 32 条)</p> <p>(新設)</p> <p>第 3 章 事業者に対する施策等(第 33 条・第 34 条)</p> <p>第 4 章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会 (第 35 条—第 40 条)</p> <p>第 5 章 雑則(第 41 条—第 43 条)</p> <p>第 6 章 罰則(第 44 条—第 48 条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏 名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる もの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別 することができるものを含む。)をいう。</p> <p>(2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第 1 節 実施機関の義務(第 6 条—第 13 条)</p> <p>第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第 14 条—第 25 条 の 7)</p> <p>第 3 節 救済措置等(第 25 条の 8—第 31 条)</p> <p>第 4 節 他の法令等との調整等(第 32 条)</p> <p>第 2 章の 2 特定個人情報に関する特例(第 32 条の 2)</p> <p>第 3 章 事業者に対する施策等(第 33 条・第 34 条)</p> <p>第 4 章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会 (第 35 条—第 40 条)</p> <p>第 5 章 雑則(第 41 条—第 43 条)</p> <p>第 6 章 罰則(第 44 条—第 48 条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

(新設)

(3)～(5) (略)

(オンライン結合による提供)

第9条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれか(オンライン結合により、個人情報を提供することができる。)

(新設)

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報であって、実施機関が保有するものをいう。

(4)～(6) (略)

(オンライン結合による提供)

第9条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれか(特定個人情報にあつては、第1号に限る。)に該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) (略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(提供先に対する措置要求)

第12条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報

を提供する場合において、必要がある
と認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的
若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの
防止その他の個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置を講ずることを
求めなければならない。

(新設)

(提供先に対する措置要求)

第12条 実施機関は、実施機関以外の者に個人情報(特定個人情報情報を除
く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要がある
と認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的
若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの
防止その他の個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置を講ずることを
求めなければならない。

第2章の2 特定個人情報に関する特例

第32条の2 特定個人情報の提供の制限その他の特定個人情報の取扱い
については、番号利用法に定めるもののほか、この条例の定めるところ
による。

【第2条】

目次	目次
<p>第1章 総則(第1条-第5条)</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務(第6条-第13条)</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第14条-第25条の7)</p> <p>第3節 救済措置等(第25条の8-第31条)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等(第32条)</p> <p>第2章の2 特定個人情報に関する特例(第32条の2)</p> <p>第3章 事業者に対する施策等(第33条・第34条)</p> <p>第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会(第35条-第40条)</p> <p>第5章 雑則(第41条-第43条)</p> <p>第6章 罰則(第44条-第48条)</p> <p>附則</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人</p>	<p>新</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条)</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節 実施機関の義務(第6条-第13条)</p> <p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第14条-第25条の7)</p> <p>第3節 救済措置等(第25条の8-第31条)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等(第32条)</p> <p>第2章の2 特定個人情報に関する特例(第32条の2-第32条の7)</p> <p>第3章 事業者に対する施策等(第33条・第34条)</p> <p>第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会(第35条-第40条)</p> <p>第5章 雑則(第41条-第43条)</p> <p>第6章 罰則(第44条-第48条)</p> <p>附則</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人</p>

<p>情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(8) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定するもの以外<u>のもの</u>に個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(8) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外<u>の者</u>に個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。</p> <p>(9) (略)</p>
<p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求</p> <p>(開示請求できる者)</p> <p>第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報(以下「自己情報」という)の開示の請求をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代</p>	<p>第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求</p> <p>(開示請求をすることができる者)</p> <p>第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この節において同じ。)の開示の請求をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下この節において「法定代</p>

理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求

をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 (略)

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者(第14条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合)については、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第19条第6項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(8) (略)

(訂正請求できる者)

理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 前条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3)～(8) (略)

(訂正請求をすることができる者)

<p>第23条 開示を受けた自己情報 <u>に事実の誤りがある</u>と認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求 <u>に</u>について準用する。</p> <p>3 <u>実施機関</u>は、<u>第1項の規定による訂正の請求</u> (以下「訂正請求」という。)があつたときは、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、<u>実施機関</u>に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報 <u>を訂正しなければ</u>ならない。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第3項の規定は訂正請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者」及び「開示請求者 <u>に</u>」とあるのは、「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用停止請求できる者)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>2 (1) (略)</p>	<p>第23条 開示を受けた自己情報 (行政文書に記録されている自己に関する個人情報)をいう。以下この節において同じ。)に事実の誤りがあると認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、その訂正(追加及び削除を含む。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求 <u>に</u>について準用する。</p> <p>3 <u>実施機関</u>は、<u>第1項の規定による訂正の請求</u> (以下「訂正請求」という。)があつたときは、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、<u>実施機関</u>に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報 <u>の訂正をしなければ</u>ならない。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第3項の規定は訂正請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。)」とあり、及び「<u>開示請求をした者</u>」とあるのは、「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用停止請求をすることができる者)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
<p>第23条 開示を受けた自己情報 <u>に事実の誤りがある</u>と認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。</p> <p>3 <u>実施機関</u>は、<u>訂正請求</u> <u>があつたときは</u>、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、<u>実施機関</u>に訂正の権限がないときその他訂正しない <u>ことにつき正当な理由があるときを除き</u>、当該個人情報 <u>を訂正しなければ</u>ならない。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第3項の規定は訂正請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者」及び「開示請求者 <u>に</u>」とあるのは、「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用停止請求できる者)</p> <p>第25条の4 開示を受けた自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又</p>	<p>第23条 開示を受けた自己情報 (行政文書に記録されている自己に関する個人情報)をいう。以下この節において同じ。)に事実の誤りがあると認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、その訂正(追加及び削除を含む。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求 <u>に</u>について準用する。</p> <p>3 <u>実施機関</u>は、<u>第1項の規定による訂正の請求</u> (以下「訂正請求」という。)があつたときは、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、<u>実施機関</u>に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報 <u>の訂正をしなければ</u>ならない。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第2項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第3項の規定は訂正請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。)」とあり、及び「<u>開示請求をした者</u>」とあるのは、「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用停止請求をすることができる者)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

は消去

- (2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されるとき 当該個人情報提供の停止
- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第25条の5 利用停止請求

_____をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

- 2 第15条第2項の規定は利用停止請求をしようとする者について、同条第3項の規定は利用停止請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者」及び「開示請求者_____」とあるのは、「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第25条の8 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等_____

_____、訂正決定等_____

_____若しくは利用停止決定等_____

_____又は県が設立した地方独立行政法人に対しされた開示請求_____

_____、訂正請求_____

(2) (略)

- 2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求_____について準用する。

(利用停止請求の手続)

第25条の5 前条第1項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

- 2 第15条第2項の規定は利用停止請求をしようとする者について、同条第3項の規定は利用停止請求書について準用する。この場合において、同項中「開示請求をした者(以下「開示請求者」という。))」とあり、及び「開示請求者」とあるのは、「利用停止請求をした者」と読み替えるものとする。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第25条の8 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等(第32条の4第3項において準用する第19条第1項及び第2項の決定を含む。)

以下この節及び第4章において同じ。)、訂正決定等(第32条の5第3項において読み替えて準用する第25条第1項の決定を含む。以下この節において同じ。)

若しくは利用停止決定等(第32条の6第3項において読み替えて準用する第25条の7第1項の決定を含む。以下この節において同じ。)

又は県が設立した地方独立行政法人に対しされた開示請求(第32条の4第1項の規定による請求を含む。第36条及び第41条において同じ。)

訂正請求(第32条の5第1項の規定による請求)

若しくは利

用停止請求

に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の手続)

第26条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、速やかに、熊本県個人情報保護審査会(以下この節において「審査会」という。)に当該不服申立てに対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等又は利用停止決定等(訂正請求又は利用停止請求と同一の内容で訂正し、又は利用停止する 旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報^を訂正請求又は利用停止請求と同一の内容で訂正し、又は利用停止する こととするとき。

2 (略)

(諮問をした旨の通知)

第27条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者

、訂正請求をした者又は利用停止請求をした者(これらの者が

を含む。以下この節、第36条及び第41条において同じ。)若しくは利用停止請求(第32条の6第1項の規定による請求を含む。以下この節、第36条及び第41条において同じ。)に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の手続)

第26条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、速やかに、熊本県個人情報保護審査会(以下この節において「審査会」という。)に当該不服申立てに対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等又は利用停止決定等(訂正請求又は利用停止請求と同一の内容での訂正をし、又は利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報^を訂正請求又は利用停止請求と同一の内容での訂正をし、又は利用停止をすることとするとき。

2 (略)

(諮問をした旨の通知)

第27条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者(第32条の4第1項の規定による請求をした者を含む。)、訂正請求をした者又は利用停止請求をした者(これらの者が

<p>不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) 第28条 第19条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定(第32条の5第3項において準用する第19条第1項の決定を含む。)に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等 (他の法令等との調整等) 第32条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 他の法令等(熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)を除く。)の定めるところにより、自己情報(行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。))の開示を求め、又は閲覧若しくは写しの交付を受けることができる場合は、第14条から第22条までの規定は、適用しない。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) 第28条 第19条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定(第32条の5第3項において準用する第19条第1項の決定を含む。)に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等 (他の法令等との調整等) 第32条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 他の法令等(熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)を除く。)の定めるところにより、自己情報(行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。))の開示を求め、又は閲覧若しくは写しの交付を受けることができる場合は、第14条から第22条までの規定は、適用しない。</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) 第28条 第19条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定 _____に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等 (他の法令等との調整等) 第32条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 他の法令等(熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)を除く。)の定めるところにより、自己情報 _____の開示を求め、又は閲覧若しくは写しの交付を受けることができる場合は、第14条から第22条までの規定は、適用しない。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) 第28条 第19条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定 _____に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。)</p> <p>第4節 他の法令等との調整等 (他の法令等との調整等) 第32条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 他の法令等(熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)を除く。)の定めるところにより、自己情報 _____の開示を求め、又は閲覧若しくは写しの交付を受けることができる場合は、第14条から第22条までの規定は、適用しない。</p> <p>5～8 (略)</p>

(趣旨)

第32条の2 (略)

第32条の2 特定個人情報の提供の制限その他の特定個人情報の取扱いについては、番号利用法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(新設)

(特定個人情報の利用制限)

第32条の3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定に関わらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報の利用目的以外の目的のために、特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(新設)

(特定個人情報の開示請求等)

第32条の4 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報（以下この章において「自己特定個人情報」という。）の開示の請求をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

3 第15条から第22条までの規定は、特定個人情報の開示について準用する。この場合において、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第32条の4第1項」と、同条第2項中「法定代理人」とあるのは「法定代理人若しくは本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）」と、第16条第2号中「第14条第2項」と

あるのは「第32条の4第2項」と、「法定代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定個人情報の訂正請求等)

第32条の5 開示を受けた自己特定個人情報に事実の誤りがあると認められる者は、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。

3 第23条第3項及び第24条から第25条の3までの規定は、特定個人情報の訂正について準用する。この場合において、第23条第3項中「第1項」とあるのは「第32条の5第1項」と、第24条第3項中「第15条第2項」とあるのは「第32条の4第3項において読み替えて準用する第15条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第32条の4第3項に」おいて準用する第15条第3項」と、第25条第1項中「第15条第3項」とあるのは「第32条の4第3項において準用する第15条第3項」と、同条第4項中「第19条第5項」とあるのは「第32条の4第3項において準用する第19条第5項」と、第25条の2第1項中「第19条の2第3項」とあるのは「第32条の4第3項において準用する第19条の2第3項」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定個人情報の利用停止請求等)

第32条の6 開示を受けた自己特定個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報の利用停止を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集したものであるとき、第32条の3の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法

第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

3 第25条の5から第25条の7までの規定は、特定個人情報の利用停止について準用する。この場合において、第25条の5第1項中「前条第1項」とあるのは「第32条の7第1項」と、第25条の5第2項中「第15条第2項」とあるのは「第32条の4第3項において読み替えて準用する第15条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第32条の4第3項において準用する第15条第3項」と、第25条の7第1項中「第25条の5第2項」とあるのは「第32条の6第3項において準用する第25条の5第2項」と、同条第4項中「第19条第5項」とあるのは「第32条の4第3項において準用する第19条第5項」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定個人情報の訂正請求等に係る他の法令等との調整等)

第32条の7 第32条第6項から第8項までの規定は、特定個人情報の訂正又は利用停止に係る他の法令等との調整等について準用する。この場合において、第32条第6項中「第20条第1項又は」とあるのは「第32条の4第1項又は同条第3項において準用する」と、「第23条」とあるのは「第32条の5第1項及び第2項並びに同条第3項において読み替えて準用する第23条第3項及び第24条から第25条の3まで並びに第32条の6第1項及び第2項並びに同条第3項において読み替えて準用する第25条の5」と、同条第7項中「自己情報」とあるのは「自己特定個人情報(行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報をいう。次項において同じ。)」と、「第23条」とあるのは「第32条の

5 第1項及び第2項並びに同条第3項において読み替えて準用する第23条第3項及び第24条」と、同条第8項中「自己情報」とあるのは「自己特定個人情報」と、「第25条の4」とあるのは「第32条の6第1項及び第2項並びに同条第3項において読み替えて準用する第25条の5」と読み替えるものとする。

(個人情報保護制度審議会)
第35条 (略)

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) (略)
(2) 番号利用法

第27条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則 の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
(3) (略)
3～7 (略)

第36条 (略)

2・3 (略)

第37条 (略)

(個人情報保護制度審議会)
第35条 個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するため、熊本県個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) (略)
(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
(3) (略)
3～7 (略)

(個人情報保護審査会)
第36条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る決定に対する不服申立てがあった場合における実施機関の諮問に応じて審査するため、熊本県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
2・3 (略)

(審査会の調査権限)
第37条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができ、この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行

<p>政文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(開示請求等しようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第41条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等しようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第41条 (略)</p>

【第3条】

旧	新
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であって、実施機関が保有するものをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(特定個人情報の利用の制限) 第32条の3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報の利用目的以外の目的のために、特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>情報提供等記録</u> <u>番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第32条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定は、<u>情報提供等記録の利用については、適用しない。</u></p>

<p>(特定個人情報情報の開示請求等)</p> <p>第32条の4 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報（以下この章において「自己特定個人情報」という。）の開示の請求をすることができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。</p> <p>3 第15条から第22条までの規定は、特定個人情報情報の開示について準用する。この場合において、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第32条の5第1項」と、同条第2項中「法定代理人」とあるのは「法定代理人若しくは本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）」と、第16条第2号中「第14条第2項」とあるのは「第32条の5第2項」と、「法定代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(特定個人情報情報の開示請求等)</p> <p>第32条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>情報提供等記録の開示については、第19条の2の規定は、準用しない。</u></p>
<p>(特定個人情報情報の訂正請求等)</p> <p>第32条の5 開示を受けた自己特定個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。</p> <p>3 第23条第3項及び第24条から第25条の3までの規定は、特定個人情報情報の訂正について準用する。この場合において、第23条第3項中「第1項」とあるのは「第32条の6第1項」と、第24条第3項中「第15条第2項」とあるのは「第32条の5第3項において読み替えて準用する第15条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第32条の5第3項に</p>	<p>(特定個人情報情報の訂正請求等)</p> <p>第32条の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第23条第3項及び第24条から第25条の3までの規定は、特定個人情報情報の訂正について準用する。この場合において、第23条第3項中「第1項」とあるのは「第32条の6第1項」と、第24条第3項中「第15条第2項」とあるのは「第32条の5第3項において読み替えて準用する第15条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第32条の5第3項に</p>

において準用する第15条第3項と、第25条第1項中「第15条第3項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第15条第3項」と、同条第4項中「第19条第5項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第19条第5項」と、第25条の2第1項中「第19条の2第3項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第19条の2第3項」と

読み替えるものとする。

(新設)

(特定個人情報の利用停止請求等)
 第32条の6 開示を受けた自己特定個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報の利用停止を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集したものであるとき、第32条の3の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第8条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第9条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

において準用する第15条第3項と、第25条第1項中「第15条第3項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第15条第3項」と、同条第4項中「第19条第5項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第19条第5項」と、第25条の2第1項中「第19条の2第3項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第19条の2第3項」と、第25条の3中「提供先」とあるのは「提供先(情報提供等記録の訂正を実施した場合にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。))」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録の訂正については、第25条の2の規定は、準用しない。

(特定個人情報の利用停止請求等)

第32条の6 開示を受けた自己特定個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報の利用停止を請求することができる。

- (1) (略)
 - (2) (略)
- 2 (略)

3 第25条の5から第25条の7までの規定は、特定個人情報情報の利用停止について準用する。この場合において、第25条の5第1項中「前条第1項」とあるのは「第32条の7第1項」と、第25条の5第2項中「第15条第2項」とあるのは「第32条の5第3項において読み替えて準用する第15条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第15条第3項」と、第25条の7第1項中「第15条第3項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第15条第3項」と、同条第4項中「第19条第5項」とあるのは「第32条の5第3項において準用する第19条第5項」と読み替えるものとする。

3 (略)

